

## 要配慮者の避難・屋内退避体制の取組状況等について

平成27年1月27日  
福祉保健課

### 市町村・県の役割分担(県地域防災計画)

#### 市町村

- 市町村は、在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ要配慮者避難支援計画等に基づいて避難支援体制整備する。

#### 県

- 県は、市町村、医療機関及び施設管理者の協力により、入院又は入所の要配慮者の受入等、病院や福祉施設相互の協力体制を整備する。

### 入院・入所者の避難先の確保(マッチング)

#### 対応方針

- まずは、即時避難区域に所在する入所施設について、優先的に避難先を確保  
(特養...2、有料...1、GH...2、多機能...3、障害...10 定員約470名)
- 避難先は、基本的に30km圏外の県内に確保  
(県内避難を優先する理由: 地域コミュニティの確保、所在確認のしやすさ、移動距離が短い、受入調整がしやすい等)
- 県、市町村の行動指針に定める一般住民の避難受入先市町村所在の施設とマッチング

(マッチングイメージ)

